

平成 21 年度モビリティサポートモデル事業 実施要領

1. 事業の目的

地域の様々な課題に対応するため、ユビキタス技術を活用して、あらゆる歩行者が移動に関する情報を手に入れることができる環境を街づくりの中に構築することが必要です。

モビリティサポートモデル事業(以下、「本事業」という。)では、上記の様な街づくりを目指した地域の先進的な取組のうち、全国的課題の解決に資するもの、あるいは多くの地域に共通する課題の解決に資するものについて、地方公共団体等に対して支援するものです。

国土交通省は、本事業の成果を全国的に水平展開することにより、ユビキタス技術を活用した移動支援システムの普及促進を図ることとしています。

2. 事業の概要

(1) 委託先

地方公共団体を構成員に含む協議会(以下、「協議会」という。)

(2) 事業概要

本事業は、国土交通省が協議会に対し、地域の様々な課題に対応するため、ユビキタス技術を活用してあらゆる歩行者が移動に関する情報を手に入れられる環境を街づくりの中に構築するための計画の作成、システムの構築、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり等の一連の取組の実施を委託するものです。

国土交通省は、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、有識者等を構成員とする第三者委員会からの助言・意見を踏まえ、委託先となる協議会を選定します。選定後、国土交通省と協議会との間で、契約条件の協議を行った上で、委託契約を締結します。

国土交通省と委託契約を締結した協議会(以下、「委託先」という。)は、委託契約に基づき事業を実施し、その成果物を国土交通省に提出頂きます。国土交通省は、提出された成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、移動支援システムの全国展開を促進します。

(3) 事業規模

平成 21 年度の全体事業費は約 8 千万円であり、最大 8 箇所での実施を予定しています。

(4) 事業期間

事業期間は原則、単年度です。ただし、関連する事業との関係等により、やむを得ず 2 ヶ年度にまたがる場合は、事業期間を 2 ヶ年度にできます。なお、初年度の進捗状況が当初計画と比較して著しく遅い場合は、翌年度の委託契約を行わない場合があります。

(5) 委託費の内容

委託費としては、事業実施準備のための費用、周知のための費用、情報提供の取組に係る費用、各種調査のための費用を計上可能です。なお、恒久的な機器類等の施設整備に係る費用は委託経費の対象外です。ただし、調査委託の目的を達成するために必要最低限の機器類については、リースやレンタルに限って経費の対象とすることが可能です。

3 . 募集について

(1) 応募内容

地域の様々な課題に対応するため、ユビキタス技術を活用してあらゆる歩行者が移動に関する情報を手に入れられる環境を街づくりの中に構築するための計画の作成、システムの構築、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり等の一連の取組について募集します。なお、地域の様々な課題については、特段テーマを定めません。

(2) 応募資格

応募資格は、以下の要件を満たす協議会です。

地域の様々な主体との連携・協力を確保するための実施体制を構築すること。

事業内容の公開及び他団体への周知・提供に積極的な貢献が可能であること。

協議会に参画する地方公共団体が明らかであること。

なお、応募段階で協議会が設置されていない場合は、参画予定の地方公共団体により応募ができます。ただし、選定後、契約締結までに協議会の設置を行うこと。

(3) 選定について

国土交通省は、有識者等を構成員とする第三者委員会を開催し、その委員会からの助言・意見を参考に選定します。以下に示す選定に当たっての着眼点により総合的に評価を行います。なお、継続的運営が見込まれない提案、取組内容に対して費用を過大に設定している提案については、原則として選定しません。また、選定された提案が特定の課題に偏らないよう、実施地域の人口等、解決しようとする地域

の課題が多様となるよう配慮します。

地域の課題に対応するため、ユビキタス技術（場所情報コード）を活用して、あらゆる歩行者が移動に関する情報を手に入れられる環境を街づくりの中に構築する取組であること。

全国展開にふさわしい、先進性や汎用性のある提案内容であること。

委託期間終了後の継続的運営を可能とするような実施体制を提案していること。

取組による具体的な達成目標及び達成時期を提案していること。

「場所情報コード」については、『自律移動支援システムに関する技術仕様（案）（平成21年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所）』を参照して下さい。

http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/jiritsu/shiryou_0903_4.pdf

（４）応募手続き

応募に必要な書類等は、別添様式のとおりです。ここで示す様式以外での応募は認められませんのでご注意ください。

１）受付期間

応募書類の提出締切は、平成21年5月12日（火）（17：00必着）です。

２）提出方法

応募書類を一つの封筒に収め、3.(5)「問合せ及び提出先」へ直接提出するか、郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「平成21年度モビリティサポートモデル事業 応募書類在中」と赤字で明記願います。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

３）受付通知書

応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。応募書類の提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、3.(5)「問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

4) その他

応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手許に保管しておいてください。
また、応募申込及び選定の過程で応募者が行う、応募書類・追加資料の作成・提出等によって応募者に発生する一切の費用は、応募者の負担とします。

(5) 問合せ及び提出先

本公募に関する問合せ及び応募書類の提出先については、以下のとおりです。

問合せ及び提出先: 政策統括官付参事官付 調整第2係(モビリティサポート担当)

郵便番号: 100 - 8918

住所: 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3 中央合同庁舎3号館4階

電話: 03 - 5253 - 8795

e-mail: g_stk_san@mlit.go.jp

4 . その他

(1) 成果報告等

委託先は、平成22年3月末日までに、平成21年度の委託契約に係る契約書に定められた内容に応じた成果物を国土交通省に提出してください。なお、別途、年度途中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

(2) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。

平成21年5月頃	委員会を開催し、その結果を参考として委託先候補となる協議会を選定
平成21年6月頃	委託契約の締結
平成21年6月 ～平成22年3月	事業の実施
平成22年3月	成果報告